

# 射水市水道事業包括業務委託【第2期】

## 公募要領

令和5年7月

射水市上下水道部

この公募要領は、射水市（以下「市」という。）が実施する水道事業包括業務委託【第2期】を受託する民間事業者（以下「受託事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めており、以下の書類と併せて本業務に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）に交付するものである。（これらの書類を総称して、以下「公募要領等」という。）

**公募要領【本書】**

要求水準書

受託事業者選定基準

契約書（案）

提出書類様式集

応募事業者は、公募要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

## 目 次

第1章 業務概要 .....	- 1 -
1 業務目的 .....	- 1 -
2 本業務の概要 .....	- 1 -
3 業務要求水準 .....	- 2 -
4 業務実施期間 .....	- 2 -
5 見積金額の限度額.....	- 2 -
6 用語の定義 .....	- 2 -
7 法令等の遵守 .....	- 3 -
8 その他留意事項 .....	- 4 -
第2章 受託事業者の選定に関する事項.....	- 5 -
1 受託事業者の募集及び選定方法.....	- 5 -
2 応募資格等 .....	- 5 -
3 募集及び選定等の日程.....	- 7 -
4 応募申込みの手続き.....	- 8 -
5 受託事業者の選定.....	- 11 -
6 契約手続き .....	- 12 -
第3章 提出書類 .....	- 13 -
1 応募資格確認申請書.....	- 13 -
2 業務提案書 .....	- 14 -
第4章 本業務に関する問合せ先.....	- 16 -

## 第1章 業務概要

### 1 業務目的

本業務は、市が実施する水道料金等の徴収に関する料金関連業務と水道施設の維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促し、より効率的な業務運営や運転管理が実現できるよう、複数年契約で包括的に業務を民間事業者に委託する包括業務委託として実施するものであり、市と民間事業者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に事業を継続することを目的とする。なお、本業務は水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託に該当しない委託とする。

### 2 本業務の概要

#### (1) 業務名称

射水市水道事業包括業務委託【第2期】

#### (2) 業務の履行場所

事務所：射水市上下水道部（布目分庁舎内）

履行区域：射水市水道事業給水条例第2条に定める給水区域

#### (3) 対象業務

対象業務は、次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「別冊 要求水準書」に定めるものとする。

##### (ア) 料金関連業務

- ・料金関連窓口業務
- ・検針業務
- ・調定及び更正業務
- ・収納業務
- ・開閉栓業務
- ・滞納整理業務
- ・給水停止業務
- ・検定満期メーター取替に伴う施工管理業務
- ・水道メーター管理業務
- ・給水装置工事に関する業務
- ・指定給水装置工事事業者に関する業務
- ・排水設備工事に関する業務
- ・排水設備指定工事店に関する業務
- ・業務の改善提案

- ・その他業務
- (イ) 施設維持管理業務

- ・ 運転管理業務
- ・ 保守点検業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 環境整備業務
- ・ 保安管理業務
- ・ 布目分庁舎閉庁時管理業務
- ・ 災害及び緊急時対応業務
- ・ 業務の改善提案
- ・ その他業務

### 3 業務要求水準

業務内容及び受託事業者が満たすべき業務水準は「別冊 要求水準書」に定めるものとする。要求水準には業務仕様書の要素も含むが、詳細な運用については、受託事業者が効率的運用を自ら見出すことを求める。よって、業務提案時に要求水準を上回る提案がなされ、大幅に業務改善が見込めると市が判断した場合には、業務内容を変更し、業務開始後の改善提案については、市が別に定める基準により契約額を変更することができるものとする。

### 4 業務実施期間

業務実施期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び業務提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日から令和6年3月31日までの期間は業務準備期間（移行期間）とし、受託事業者は市及び業務の前受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、受託事業者の負担とする。

### 5 見積金額の限度額

#### (1) 上限額

見積金額の上限額は、金 808,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

#### (2) 下限額

見積下限額を設定するが、当該金額については非公表とする。

### 6 用語の定義

本公募要領においての用語の定義は次のとおりとする。

- ・ 応募事業者 本業務に応募する事業者をいう。
- ・ 応募企業 応募事業者のうち、単独に応募する企業をいう。

- ・ 応募グループ 応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。
- ・ 構成企業 応募グループを構成する企業等をいう。
- ・ 代表企業 構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。
- ・ 選定候補者 射水市水道事業包括業務委託事業者選考委員会の審査において、総合得点が最も高い点数の提案をした応募事業者をいう。
- ・ 優先交渉権者 市が本業務の契約交渉の相手方に決定した応募事業者をいう。
- ・ 受託事業者 市と業務委託契約を締結し、本業務を遂行する事業者をいう。

## 7 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

### (1) 条例等

- ・ 射水市給水条例（平成 17 年射水市条例第 192 号）
- ・ 射水市下水道条例（同第 193 号）
- ・ 射水市下水道事業受益者負担に関する条例（同第 194 号）
- ・ 射水市水道事業債権管理に関する条例（同第 199 号）
- ・ 射水市下水道条例施行規則（平成 17 年射水市規則第 132 号）
- ・ 射水市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（同第 133 号）
- ・ 射水市下水道排水設備指定工事店規則（同第 134 号）
- ・ 射水市ディスポーザ排水システム取扱要綱（平成 17 年射水市告示第 131 号）
- ・ 射水市下水道使用料の減免に関する規程（平成 18 年射水市告示第 28 号）
- ・ 射水市複写等実費徴収要綱（平成 28 年射水市告示第 214 号）
- ・ その他本業務に関係する射水市水道事業管理規程

### (2) 法律等

- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

- ・ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ その他関係ある法令等

## 8 その他留意事項

### （ 1 ）公正性の確保

応募事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### （ 2 ）募集の中止等

市は、次の場合には、当該応募事業者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることができるものとする。この場合において応募事業者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

応募事業者が不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

### （ 3 ）応募の無効

提出期限までに応募資格確認申請書を提出しなかった場合又は資格要件を満たしていなかった場合においては、応募を無効とし、業務提案書を受理しないものとする。

### （ 4 ）公募要領等の承諾

応募資格確認申請書の提出により、市は応募事業者が公募要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

### （ 5 ）必要事項等の追加

本書に定める以外に必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては応募事業者に書面にて通知するものとする。

### （ 6 ）費用負担

応募資格確認申請書及び業務提案書の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

### （ 7 ）入札保証金

入札保証金は免除する。

### （ 8 ）使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

## 第2章 受託事業者の選定に関する事項

### 1 受託事業者の募集及び選定方法

受託事業者の募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施し、応募事業者には、業務提案書等の提出とともに、当該提案に基づくプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施するものとする。

### 2 応募資格等

#### (1) 応募事業者の構成等

応募事業者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認めるものとする。

応募者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。

応募グループで応募する場合は、代表企業1者を定めることとする。

応募グループで応募する場合、代表企業は、本業務の応募に係る手続のすべてを行い、代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできないものとする。

応募グループで応募する場合構成企業数の上限は任意とする。ただし、応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにすること。

応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から受託事業者との契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、業務提案書の提出期限までの間、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、認めることができるものとする。

応募企業及び応募グループの構成企業は、他の応募企業及び応募グループの構成企業となることはできない。

#### (2) 共通応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。

応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税の滞納がないこと。

役員等（応募事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）で



ないこと。

役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### (3) 応募事業者の資格要件

応募事業者が単独企業の場合は、応募企業が次に掲げるすべての条件を満たすものとする。また、応募事業者が応募グループの場合は、構成企業全体で次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

料金関連業務の実施を担う者は、給水人口5万人以上の水道事業における料金関係業務を、元請として過去10年間に3年以上継続して履行した実績を有する者であり、かつ、プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。

施設維持管理業務の実施を担う者は、給水人口5万人以上の水道事業（上水道に限る。）において、配水運用を24時間連続して行う運転管理業務を、元請として過去10年間に3年以上継続して履行した実績を有する者であること。また、次に掲げる条件を満たす者を本業務に配置又は当該有資格者が本業務を適切に管理する体制を構築できる者であること。

- ・ 水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者
- ・ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

料金関連業務のうち給水装置工事に関する業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。

料金関連業務のうち排水設備工事に関する業務を担う者は、富山県において排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。ただし、有資格者がいない場合は、業務開始後1年以内に資格を取得し、富山県において排水設備工事責任技術者の登録をすること。

### (4) 応募資格の確認

応募事業者は、第2章2(2)及び(3)の応募資格要件（以下「応募資格要件」という。）を満たすことを証明するため、応募資格の確認を受けなければならない。なお、応募資格の確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限日とする。

### (5) 応募資格要件喪失時の取扱い

応募資格確認基準日から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合は、プレゼンテーションに参加することができない。ただし、業務提案書提出日までの間に、応募グループが応募資格要件を欠くに至った構成企業が担う予定であった業務について、新たな構成企業の応募資格の確認を受けた場合には、新たな構成企業の追加及び役割分担の変更を認めるものとする。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外す

ること。

業務提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、優先交渉権者決定日までの間に、応募グループが応募資格要件を欠くに至った構成企業が担う予定であった業務について、新たな構成企業の応募資格の確認を受けた場合には、新たな構成企業の追加及び役割分担の変更を認め、評価対象とすることができるものとする。

優先交渉権者決定日から基本契約の締結日までの間に、優先交渉権者が応募資格要件を欠くに至った場合、失格とする。ただし、応募資格を失った優先交渉権者がグループであり、代表企業以外の構成企業が応募資格を失った場合は、直ちに失格とせず、市は優先交渉権者の取扱いについて再協議し、決定するものとする。

### 3 募集及び選定等の日程

募集公告から業務開始までは、次の日程で実施する。ただし、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

項目	日程
募集公告及び公募要領等の公表	令和5年7月12日(水)
説明会及び現地見学会参加申込期間	募集公告日～ 令和5年7月20日(木)まで
説明会及び現地見学会	令和5年7月24日(月)
公募要領等に関する質問の受付期間	募集公告日～ 令和5年7月31日(月)まで
公募要領等に関する質問への回答公表	令和5年8月9日(水)
応募資格確認申請書の受付期間	令和5年8月9日(水)～ 令和5年8月25日(金)まで
応募資格審査結果の通知期間	令和5年8月28日(月)～ 令和5年8月31日(木)まで
業務提案書の提出期間	令和5年9月25日(月)～ 令和5年10月6日(金)まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和5年10月下旬
選考結果の通知	令和5年11月初旬
審査結果及び優先交渉権者の公表	令和5年12月
契約締結	令和5年12月下旬
引継期間	契約締結日の翌日～ 令和6年3月31日
業務開始	令和6年4月1日

#### 4 応募申込みの手続き

##### (1) 公募要領等の資料の公表

公募要領等は、市のホームページで公表するものとする。

##### (2) 説明会及び現地見学会の開催

応募事業者に対して以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行うこと。

###### ア 開催日時

説明会：令和5年7月24日(月)10時～ 現地見学会：13時30分～

###### イ 開催場所

射水市布目1番地 射水市役所布目分庁舎302号室及び市内水道施設

###### ウ 申込方法

説明会・現地見学会参加申込書【様式 - 1】に必要事項を記入し、電子メールにより「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「説明会及び現地見学会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、説明会及び現地見学会参加者は1事業者あたり5名までとする。

###### エ 申込期間

公募公告日から令和5年7月20日(木)12時まで

###### オ その他注意事項

- ・説明会参加者は公募要領等を各自持参すること。
- ・説明会会場から現地見学会会場への移動手段は参加者各自で用意すること。
- ・説明会及び現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、下記(5)に示すところによりのみ受け付けるものとする。

##### (3) 参考資料の配布等

説明会会場において、配布希望者に次の参考資料等をCD-Rで配布するものとする。配布を希望する場合は、説明会・現地見学会参加申込書【様式 - 1】により申し込むこと。

番号	資料名
1	施設位置図及び主要施設概要等
2	主要施設一般平面図、計装フロー図、水道施設水位関係図
3	市発注時の個別委託業務仕様書等 ・コントロールシステム保守、樹木管理、警備保障

##### (4) 資料閲覧及び施設の再確認等

(3)参考資料の配布等のほか、次の資料等については閲覧の期間を設けるものとする。なお、現地説明会参加者においては、説明会当日に同様の資料閲覧が可能とする。現地説明会開催日以降に資料及び施設の再確認又はその他施設の確認を希望する場合

は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

番号	資料名
1	運転管理、点検実績 ・業務日誌、各種月報 ・パトロール結果報告書
2	料金関連業務に関するその他書類
3	施設維持管理業務に関するその他書類

ア 実施期間

令和5年7月25日(火)から令和5年7月26日(水)17時まで

イ 実施場所

資料閲覧：射水市役所布目分庁舎 302号室

施設確認：布目分庁舎及び各水道施設

ウ 申込方法

資料閲覧及び施設の再確認等申込書【様式 - 1 - 1】に必要事項を記入し、電子メール又は説明会時に「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「資料閲覧及び施設の再確認等申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、資料閲覧及び施設の再確認等の参加者は1事業者あたり5名までとする。

エ 申込期間

令和5年7月24日(月)から令和5年7月25日(火)17時まで

(5) 公募要領等に関する質問の受付

公募要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

ア 受付期間

募集公告日から令和5年7月31日(月)17時まで

イ 提出方法

公募要領等に関する質問書【様式 - 2】に必要事項を記入し、電子メールにより「第4章 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「公募要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、質問書は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、ファイル形式を変更せずに添付すること。

(6) 公募要領等に関する質問への回答公表

公募要領等に関する質問への回答は、質問者を匿名化し、令和5年8月9日(水)に市のホームページを通じて行うものとする。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問等については、当該質問者のみに書面回答する。

(7) 応募資格確認申請書の受付

応募者は、応募資格確認申請書を、次のとおり提出すること。なお、提出書類は「第

3章 提出書類」及び「別冊 提出書類様式集」に基づき作成すること。

ア 提出期間

令和5年8月9日(水)から令和5年8月25日(金)まで

- ・持参による受付時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで  
(12時から13時までの時間を除く)

イ 提出方法

「第4章 本業務に関する問合せ先」へ提出日時を事前通知し、持参又は郵送(書留)により提出すること。

(8) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果については、応募事業者に対し、令和5年8月31日(木)までに「応募資格確認結果通知書」により通知する。なお、応募資格を有していないと認められた応募事業者に対しては、理由を付して通知を行うものとする。

応募資格確認結果の通知により、応募資格を有していないとされた応募事業者は、市に対して応募資格確認結果に関する説明要求書【様式 - 3】により、説明を求めることできる。市は当該応募事業者に対して書面により回答するものとする。

(9) 応募の辞退

応募資格確認申請書を提出した者が応募を辞退する場合は、業務提案書の提出期間末日までに応募辞退届【様式 - 4】を持参により「第4章 本業務に関する問合せ先」へ提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

(10) 業務提案書の受付

市より応募資格を有する旨の通知を受けた応募事業者は、業務提案書及びその他必要書類(以下「業務提案書等」という。)を次のとおり提出すること。なお、提出書類は「第3章 提出書類」及び「別冊 提出書類様式集」に基づき作成すること。

ア 提出期間

令和5年9月25日(月)から令和5年10月6日(金)まで

- ・受付時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで  
(12時から13時までの時間を除く)

イ 提出方法

「第4章 本業務に関する問合せ先」へ提出日時を事前通知し、持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

(11) 業務提案書等の取扱い

応募事業者から提出された業務提案書は返却しないものとする。

応募事業者(辞退者を含む。)は、市が提供する資料等を本業務提案書等の作成以

外の目的で使用してはならない。

提出された業務提案書等の著作権は応募事業者に帰属するが、公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、応募事業者の了解を得た上で使用できるものとする。

提出済書類に虚偽の記載があったことが発覚した場合は、市は業務提案書等を無効とし、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことができるものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募事業者が負うものとする。

## 5 受託事業者の選定

受託事業者選定手続きは次のとおり実施する。なお、詳細は「別冊 受託事業者選定基準」に示すものとする。

### (1) 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書等の記載内容の評価にあたり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「射水市水道事業包括業務委託事業者選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会の委員の氏名及び所属は、優先交渉権者の決定後に公表するものとする。

### (2) 審査の方法

審査の方法の詳細は「別冊 受託事業者選定基準」のとおりとする。市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、応募事業者に対して提案内容の詳細を求め、追加提案資料として提出させることができるものとする。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、提案内容の確認等のために、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。実施時期は令和5年10月下旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

### (4) 優先交渉権者の決定

委員会は「別冊 受託事業者選定基準」に基づき選定候補者を決定する。市は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行うものとする。

### (5) 選考結果の通知等

市は、委員会における審査及び選考の結果をとりまとめて、速やかに応募事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は「別冊 受託事業者選定基準」に示す「業務提案評価点」及び「価格評価点」とし、業務提案評価の各評価項目の得点も併せて公表する。事業者名は優先交渉権者名を

公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

(6) その他

応募事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、応募事業者がない場合においては、その旨を速やかに市のホームページで公表するものとする。

6 契約手続き

(1) 契約の締結

市は、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行い、「別冊 契約書(案)」を基本とした契約を締結するものとする。

(2) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は「別冊 要求水準書」に記載のとおりとするが、契約締結時において、優先交渉権者が提案した内容を追加及び変更できるものとする。

(3) 次点者との契約交渉

市は、次のいずれかの理由により、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うものとする。

優先交渉権者が応募資格要件を満たすことができなくなったとき。

優先交渉権者との契約交渉が成立しないとき。

その他の理由により、優先交渉権者との契約締結が不可能となったとき。

### 第3章 提出書類

#### 1 応募資格確認申請書

##### (1) 提出書類【様式】

応募資格確認申請時の提出書類は以下のとおりとする。いずれも各1部を提出すること。ただし、応募事業者が1者のみで構成される場合には、様式 No - 3 応募事業者の構成員一覧表、 - 4 委任状及び共同企業体協定書(案)は不要とする。

様式 No	書類名称
- 1	応募資格確認申請時提出書類確認表
- 2	応募表明書
- 3	応募事業者の構成員一覧表
- 4	委任状(応募グループ構成企業から代表企業への委任状)
- 5	応募資格確認申請書
任意	共同企業体協定書(案)

##### (2) 添付書類

応募資格確認申請時の提出書類に以下の書類を添付すること。なお、様式は中央公契連統一様式又は国土交通省様式とし、該当しない項目については任意とする。

##### ア 共通書類

応募グループによる場合には、全構成企業を対象とする。

No	書類名称	備考
1	会社概要	最新のものの。
2	営業経歴書	最新のものの。
3	営業所一覧表	最新のものの。
4	財務諸表	損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書(各直前3営業年度分)
5	登記事項証明書 (複写可)	履歴事項全部証明書 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
6	登録証明書 (複写可)	営業に関し法律上必要とする登録の証明書 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
7	納税証明書 (複写可)	県税及び市税は未納がないことを証明するもの。発行されない場合は直近の納税証明書 発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
8	印鑑証明書	発行年月日が提出日から3か月以内のもの。
9	使用印鑑届	公募等に関し使用する印鑑を届出すること。



## イ その他書類

料金関連業務の実施を担う者が、第2章2(3)の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。なお、記載した資格要件を補完する第三者機関の証明書等がある場合には併せて添付すること。

施設維持管理業務の実施を担う者が、第2章2(3)の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。

給水装置工事に関する業務の実施を担う者が、第2章2(3)の要件を満たしていることを確認できる証明書等の写し。

排水設備工事に関する業務の実施を担う者が、第2章2(3)の要件を満たしていることを確認できる証明書等の写し。

### (3) 留意事項

提出書類はA4フラットファイルに一括に綴じ、見出しを付けること。

指定様式は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、指定箇所に代表者印等を押印すること。

## 2 業務提案書

### (1) 提出書類【様式 及び 】

業務提案に必要な書類は、以下のとおりとする。

様式 No	書類名称	部数
	業務提案書一式	1 1
- 1	業務提案に係る提出書類確認表	1
- 2	業務提案に関する誓約書	1
- 3	見積書	1
- 4	委任状(代理人への委任状)	1

### (2) 業務提案書の構成

業務提案に必要な項目は、以下のとおりとする。

No	項目	備考
1	表紙	様式
2	事業実施方針	事業方針、事業展開、事業スキーム図等
3	事業実施体制	組織体制、人員配置、構成企業役割分担表等
4	料金関連業務	具体的な実施方法
	・料金徴収関連	検針から収納の一連業務
	・メーター管理	検定満期取替施工管理、メーター在庫管理等
	・給水装置関連	給水装置工事及び指定事業者管理等

No	項目	備考
	・排水設備関連	排水設備工事及び指定工事店管理等
5	施設維持管理業務	具体的な実施方法
	・運転管理等	運転管理、保守点検、緊急時対応等
	・保安管理等	施設保安管理及び環境整備等
	・水質管理	水質検査及び管理体制等
	・庁舎閉庁時管理	閉庁時対応及び庁舎保安管理等
6	危機管理対応	災害及び事故発生時の対応等
7	人材教育計画	従業員等の育成方法等
8	地域貢献	地元雇用及び環境への配慮等
9	その他	その他提案、附属資料等

### (3) 業務提案書の様式

業務提案書は、次のとおり作成すること。

応募事業者を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を用いないこと。

A4 版用紙を縦に使用し、横書き記載を原則とする。ただし、用紙を横に使用することが効果的である場合はこの限りではない。

両面印刷を原則とする。ただし、片面印刷とすることが効果的である場合はこの限りではない。

図面等で A3 版用紙を使用することも認めるが、2 ページ分と換算するものとする。なお、この場合には A4 サイズに折込むこと。

業務提案書一式を A4 フラットファイルに綴じ、正本 1 部、副本 10 部を作成すること。なお、正本 1 部にのみ表紙に応募事業者名を入れ、電子データ（PDF ファイル）を保存した CD-R 等の記録媒体を 1 個付属させること。

ページ数は表紙を除き 50 ページ以内とし、全ページにページ番号を記載すること。また、目次及び項目ごとの見出しを付けること。

文字サイズは 11 ポイント以上とすること。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。

附属資料等を添付する場合には、本文中に参照箇所を明示すること。

その他の様式、記載方法は任意とする。

### (4) 見積書

見積書は、次のとおり作成すること。

様式 -3 を使用すること。

添付書類として見積内訳書【様式 】を提出すること。

見積書には、社名及び代表者氏名を記載のうえ、代表者印等を押印、見積提出日を

記載し、封筒に入れて提出すること。

封筒は長3号サイズとし、件名及び応募事業者名を記載し、封筒継ぎ目に応募企業又は代表企業届出印で封印すること。

見積金額は業務提案書との整合性を確保すること。

(5) 留意事項

提出期限後の提出書類の差替え及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ない事情があると認められた場合に限り、認めることができる。

要求水準書の水準を満たす代替案を提案できるものとする。ただし、当該提案に係る費用は提出する見積書に含むものとする。

要求水準書に記載のない項目であっても、本業務の実施目的に対する効果が発揮できると考えられる提案ができるものとする。この場合においては、当該提案に係る費用は見積書に含めず、別に概算額を示さなければならない。

指定様式は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、指定箇所に押印すること。

#### 第4章 本業務に関する問合せ先

射水市上下水道部 上下水道業務課 上水道業務係

所在地 〒934-0048 富山県射水市布目1番地(布目分庁舎)

電話 0766-84-9641

F A X 076684-9653

電子メール jousui-gyoumu@city.imizu.lg.jp

U R L <http://www.city.imizu.toyama.jp/>

(本業務に係る情報の提供は、このホームページを通じて行う。)